

第三十四回国会 参議院 地方行政委員会 會議録 第三号

昭和三十五年二月十六日(火曜日)午前 十時二十七分開会

出席者は左の通り。

委員長 新谷寅三郎君

理事 西郷吉之助君

鍋島直昭君

鈴木壽君

基政七君

委員

大沢雄一君

館哲二君

西田信一君

湯澤三千男君

占部秀男君

木下友敬君

松澤兼人君

松永忠二君

米田勲君

中尾辰義君

國務大臣

石原幹市郎君

政府委員

警察庁長官 原田章君

官官房長官 大津英男君

警察庁長官官 鈴木琢二君

房会計課長 柴田護君

自治庁長官 中西陽一君

官官房長官 後藤田正晴君

自治庁長官官 房会計課長

自治庁事務局長 後藤田正晴君

事務局側

常任委員 福永手一郎君

会専門員

説明員 大蔵省主税局 志揚喜徳郎君 税制第二課長

本日の会議に付した案件

○理事辞任及び補欠互選の件

○連合審査会開会に関する件

○地方税法の一部を改正する法律案 (内閣送付、予備審査)

○奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○臨時地方特別交付金に関する法律案 (内閣送付、予備審査)

○公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○地方行政の改革に関する調査 (自治庁の今期国会提出予定法律案並びに昭和三十五年度予算に関する件)

○委員長(新谷寅三郎君) ただいまから委員会を開会いたします。

小林理事から、都合により理事を辞任したい旨の申し出がございまして、これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(新谷寅三郎君) 御異議がないと認め、これを許可することに決定いたしました。

つきましては、直ちに理事の補欠を互選したいと存じますが、先例により委員長から指名することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(新谷寅三郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、開会の日時等につきましては、委員長は、議運の委員長と協議の上決定したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(新谷寅三郎君) 御異議ないと認め、さよう取り計らうことにいたします。

それでは西郷吉之助君を理事に指名いたします。

○委員長(新谷寅三郎君) なお、小林委員は当分登院がむずかしいかと思っておりますので、小林君の不在中、新市町村建設及び地方公務員給与に関する小委員会の小委員長の職務をしばらくの間鍋島委員にお願いたしたいと思います。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(新谷寅三郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

ちよつと速記を中止して下さい。

〔速記中止〕

○委員長(新谷寅三郎君) 速記を始めたい、連合審査会の要求についてお諮りいたします。

本院規則第二十六条に基づき、ただいま議院運営委員会において審査中の国会の審議権の確保のための秩序保持に関する法律案につきまして、同委員会に対し連合審査会の開会を申し入れたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(新谷寅三郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

この法律案は、国民負担の軽減をはかるために昨行なわれまして所得税の減税に対応して、昭和三十五年以降において住民税の減税を行なうことを主眼とし、その他、所得税法及び法人税法の改正に伴い必要な規定の整備を行なうとするものであります。

以下、その内容の概略について御説明申し上げます。

第一は、所得税の減税に伴う住民税の減税についてであります。

所得税におきましては、昭和三十四年度から扶養控除の引き上げ及び最低税率の適用範囲の最高限度額の引き上げによる減税が行なわれたのであります。

したが、住民税所得割についてもこれに

照応して昭和三十五年度から減税を行なうこととし、

(1) これがため、道府県民税の所得割の課税総額算定の基礎となる標準率及び市町村民税の所得割のうち所得税額を課税標準とするものの標準税率は、これを据え置くこととし、

(2) 課税総所得金額を課税標準とするもの(第二課税方式)の標準税率については、二%の税率適用範囲の最高限度額について現行五万円を十万円に引き上げ、

(3) 課税総所得金額から所得税額を控除した額を課税標準とするもの(第三課税方式)の標準税率については、税率適用範囲の最高限度額について従来三万円まで二%であったものを五万円まで引き上げ、また、従来八万円まで三%であったものを十万円に引き上げることとしたのであります。

以上のほか、第二課税方式及び第三課税方式のただし書を採用する市町村については、条例によって扶養親族の数に應ずる税額控除額を引き上げるよう指導する所存であります。この結果、昭和三十五年度において約百二十二億円、平年度において約百三十八億円の減税となる見込みであります。

なお、この減税に伴う地方団体の財政状況にかんがみ、その財政の健全化に資するため、別途御審議をいただきます。

臨時地方特別交付金に関する法律によって、所要の措置を講ずる所存であります。

〔速記中止〕

○委員長(新谷寅三郎君) では速記を始めて下さい。

本日まで本委員会に付託せられた法律案は四件ございまして、地方税法の一部を改正する法律案、奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案、臨時地方特別交付金に関する法律案及び公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案、この四件が予備審査として付託せられております。

この際、以上の四件を便宜一括して議題として、提案理由の説明を聴取することにいたします。

○國務大臣(石原幹市郎君) ただいま議題となりました地方税法の一部を改正する法律案について、その提案理由とその要旨を御説明申し上げます。

この法律案は、国民負担の軽減をはかるために昨行なわれまして所得税の減税に対応して、昭和三十五年以降において住民税の減税を行なうことを主眼とし、その他、所得税法及び法人税法の改正に伴い必要な規定の整備を行なうとするものであります。

以下、その内容の概略について御説明申し上げます。

第一は、所得税の減税に伴う住民税の減税についてであります。

所得税におきましては、昭和三十四年度から扶養控除の引き上げ及び最低税率の適用範囲の最高限度額の引き上げによる減税が行なわれたのであります。

したが、住民税所得割についてもこれに

照応して昭和三十五年度から減税を行なうこととし、

(1) これがため、道府県民税の所得割の課税総額算定の基礎となる標準率及び市町村民税の所得割のうち所得税額を課税標準とするものの標準税率は、これを据え置くこととし、

(2) 課税総所得金額を課税標準とするもの(第二課税方式)の標準税率については、二%の税率適用範囲の最高限度額について現行五万円を十万円に引き上げ、

(3) 課税総所得金額から所得税額を控除した額を課税標準とするもの(第三課税方式)の標準税率については、税率適用範囲の最高限度額について従来三万円まで二%であったものを五万円まで引き上げ、また、従来八万円まで三%であったものを十万円に引き上げることとしたのであります。

以上のほか、第二課税方式及び第三課税方式のただし書を採用する市町村については、条例によって扶養親族の数に應ずる税額控除額を引き上げるよう指導する所存であります。この結果、昭和三十五年度において約百二十二億円、平年度において約百三十八億円の減税となる見込みであります。

なお、この減税に伴う地方団体の財政状況にかんがみ、その財政の健全化に資するため、別途御審議をいただきます。

臨時地方特別交付金に関する法律によって、所要の措置を講ずる所存であります。

第二は、被災たなおろし資産の損失の繰り越し控除の制度についてであります。

青色申告書を提出している個人の事業税におきましては、従来とも三年間に限り損失を繰り越して控除することが認められてまいりましたのでありますが、昨年所得税法の一部が改正され、いわゆる白色申告書を提出している個人につきましても、震災、風水害、火災その他の災害による商品、原材料等のたなおろし資産の損失の金額については、三年間に限りこれを繰り越して控除することが認められましたので、事業税につきましても、同様の措置をとることにいたしましたのであります。

第三は、法人税法上の還付を受けた法人が納付すべき道府県民税及び市町村民税の法人税割の課税標準である法人税額の計算についてであります。青色申告書を提出している法人が、法人税法の規定により、欠損の繰り戻しによる法人税額の還付を受けた場合には、その法人が納付すべき道府県民税及び市町村民税の法人税割の課税標準である法人税額から、当該還付を受けた法人税額を繰り越し控除することによりまして、法人税とこれを課税標準とする道府県民税及び市町村民税の法人税割との間の調整をはかっていますのであります。昨年の法人税法の改正に伴い右の方法に調整を加える必要が生じたので、政令で調整をはかることができるよう規定の整備をはかっております。

得税法及び法人税法の改正に伴い若干の規定の整備をはかることにいたしました。

以上が今回提出いたしました地方税法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨でございます。何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。次は、臨時地方特別交付金に関する法律案の提案理由の要旨を御説明申し上げます。

昨年行なわれまして所得税の減税に対応し、明年度以降道府県民税及び市町村民税についても減税を行なうため別途地方税法の一部を改正する法律案を提案いたしておりますのでありますが、この減税の実施によりまして、地方税収入に百二十二億円の減収が生ずるものと見込まれております。明年度におきましては、経済界の好況の持続の見通しのもとに、本年度の当初地方財政計画に比し、地方税及び地方交付税にかなりの増収が見込まれるのであります。他方給与改訂を初めとする給与関係経費、治山治水事業の実施に伴う地方負担等義務的支出に要する増加経費も多額に上るのであり、その他地方財政はなお幾多の不健全な要素を抱えておるのであります。現に、地方制度調査会または税制調査会において、地方財源の問題についても種々検討が加えられているのでありまして、このような地方公共団体の財政の状況にかんがみ、その健全化を促進するために、減税によって生ずる地方財源の減少に対して、政府は、国税三税の百分の〇・三相当額を臨時地

方特別交付金として、当分の間地方団体に交付することとしたのであります。

次に、この法律案の内容の要旨について御説明いたします。第一は、臨時地方特別交付金の総額に關する事項であります。臨時地方特別交付金の総額は、所得税、法人税及び酒税の収入額のそれぞれ百分の〇・三といたしてあります。臨時地方特別交付金は、減税によって生ずる地方財源の減少に対し、地方財源を増額することによって、これを総体として補てんし、地方財政の健全化に資することを目的とするものであります。従って、その総額は、地方交付税制度に準じ、国税三税の一定割合とすることとしたのであります。従つてまた、国税三税に自然増減があつたことにより、予算計上額との間に増減差額が生じた場合においては、翌年度以降の臨時地方特別交付金に加算し、またはこれから減額するものとしております。なお、明年度の臨時地方特別交付金の総額は、二十九億八千四百万円と見込んであります。

第二は、臨時地方特別交付金の交付に關する事項であります。すでに御説明いたしましたような臨時地方特別交付金の創設の趣旨にかんがみ、交付についても、地方交付税制度にならうことを適当と考え、その特別交付税の交付の例によることといたしてあります。なお、各地方団体に對する交付額につきましても、減税の実施に伴う影響その他地方団体の財政状況を総合的に勘案して算定することとしたいと考えております。

以上が臨時地方特別交付金に關する法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次に、奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由並びにその内容の概要を御説明申し上げます。奄美群島の復興事業は、奄美群島復興計画に基づき、逐次推進を見つつあるものであります。群島経済がはなはだ脆弱であるため産業資金の融通は円滑を欠き、これが復興の大きな隘路となつておりました。かねてからこれに對する対策の樹立が痛感されておつたのであります。これがため、さきに奄美群島復興信用保証協会を奄美群島復興信用基金に改組し、従来の保証業務のほかに、群島内の中小規模の事業者に対して小口の事業資金の貸付をもちまして行なうこととし、昭和三十四年度に一億円の政府出資を見したのであります。しかしながら、その運営の実態を見ますと、この資金量をもちましては、とうてい熾烈な資金需要に應ずることができない状況であります。

昭和三十五年度においてさらに政府出資を八千万円追加し、融資業務に充て、産業振興の促進をはかることにも、あわせてこの際、基金の債権保全のための抵当権設定に關する免税規定を整備しようとするものであります。以上、この法律案の提案理由並びにその内容の概要について御説明いたしましたのであります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

最後に、ただいま議題となりました公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

改正の第一点は、公営企業金融公庫の資本金を増額することであり、御承知の通り、公営企業金融公庫は、昭和三十三年六月に設立されて以来、地方公共団体の経営いたしてあります。水道事業、交通事業等の公営企業にかかわる地方債につき、特に低利、かつ、安定した資金を融通することとしておりますが、今後さらに、地方公共団体の公営企業を円滑に推進して参りますためには、公営企業金融公庫の業務運営の基礎を一そう充実する必要がありますので、今回産業投資特別会計から三億円を出資し、現在の資本金十億円を十八億円に改めることといたしたいのであります。

改正の第二点は、公営企業金融公庫が、農林漁業金融公庫からの委託を受けて、地方公共団体の行なう造林資金の貸付業務を行なうことができるようにすることであり、公有林整備のため、低利の資金融通の道を開くことの必要性は、つとに叫ばれてきています。従つて、昨年度造林のための資金を国が農林漁業金融公庫に出資し、公有林分についても、同公庫より關係地方公共団体に貸付を行なうこととしたのであります。しかしながら、地方公共団体に對する資金の融通を行ないます機関として公営企業金融公庫が設置されていることであり、地方公共団体との關係において窓口事務の一元化をはかります上からも、その事務は、公営企業金融公庫において取り扱うことができることにすることが適当



の責任というふうなものについては相  
当であるというふうに考へておるわけな  
んです。こういう点について、自治庁  
長官は、選挙法を改正することを国会  
に提案する以上、そういう期待に沿う  
ような選挙法の改正を実施すべきであ  
るといふような、そういう点について  
長官はいろいろお考えを持っておられ  
るのか。この二つの点を一つ再度お尋  
ねをしたいわけなんです。

○国務大臣(石原幹市郎君) 私としま  
しては、昨年の地方選挙あるいは参議  
院選挙等の結果にかんがみまして、相  
当現行の選挙法、選挙制度等について  
は、再考を要する面があるのではない  
かという気持を持っておりましてこと  
は、申し上げるまでもないのでありま  
す。ただ、この選挙法なり選挙制度の  
問題については、従来から問題になっ  
ておりますいろいろな根本的な大きな問  
題があるのでありまして、たとえてみ  
れば、小選挙区の問題とか、あるいは  
は、たゞいま選挙制度調査会に諮問に  
なっております参議院の全国区の問題  
をどう考へる、どうしたらいいかとい  
うような、根本的ないろいろな問題が  
あるのであります。それから人口と定  
数の問題のいわゆるアンバランス、こ  
れらのいろいろな問題が、いわゆる選  
挙の運動に関する規定ばかりでなし  
に、根本的な問題もいろいろあるので  
ございまして。そこで、たゞいま自治庁  
がとりました考へ方は、根本的問題に  
ついては、なかなかこれは大きな問題  
であるので、今早速にということにも  
いえない、まだ選挙制度調査会でも結  
論も出ていない問題でありますから、  
一応この選挙運動なり、選挙法なり、そ  
ういふ事務的といへば変であります

けれども、そういう面の改正でもとり  
あえず、こう思ひまして、一応の構想  
をまとめてみつつあるのであります  
が、しかし、そうなるという、また  
一方には、選挙制度の根本問題に触れ  
ないで、枝葉をあまりいじるとい  
う、将来根本問題を検討するときに、  
かえって障害になるのではないかと  
か、いろいろの議論が出るわけであり  
ます。あつたれば、こうすればあ  
あと、物事はすべていろいろな議論が  
出るのであります。そういう議論等  
も一部に出まして、今、もう一歩突っ込  
んだ、このとりあえずの案をどうい  
ふにまとめるべきかということ、  
先ほど来から申し上げておりますよ  
うに、党の方とさらに連絡をとりつ  
つ意見の調整をやつていくという段階で  
ございまして、これがいかなる構想に  
まとまるかは、もう少し時間をかけて  
もらわなければならぬ、かように  
思つておる次第であります。

○松永忠三君 最後にもう一つ。そ  
うすると、大体そういうふうな点につ  
いて十分検討して、とにかく本国会には  
これを何らかの形で提案をしていき  
たい、という、そういうことにとつてよ  
うございまして。

ああいうような法律案はもう今後出さ  
ないのかどうかという点が第一点、そ  
れから第二点は、どういふわけであ  
つたのかと、こういう二点についてお  
伺いをいたしたいと思ひます。

○国務大臣(石原幹市郎君) 地方公務  
員の退職年金、恩給制度の切りかえの  
問題は、私の方といたしまして、国  
家公務員の年金制度が確立いたしまし  
た以上、当然これにならつて切りかえ  
たいというつもりをもちまして、三十  
五年度予算編成にあつたつても、最後ま  
でいろいろ努力をしたのでござい  
ます。ただ、これを実現するには、私  
もいたしては、国庫においてもある  
程度の負担をしてもらいたい、ことに  
事務費のごときは、全額国庫からも何  
分の補助をしてもらいたい、こういう  
つもりでおつたのでございまして、御  
承知のように、国庫補助の面において  
私どもの意見が十分に通りなかつた  
のであります。しかし、私どもは、この  
願望をまだ捨てておるわけではないの  
で、国庫補助の実現を何らか見たい上  
で、この問題をあれしたい。さらに、国  
家公務員の年金制度の問題とからんで  
いまして、残念でございまして、今  
国会にはこの法案の提出を見送しまし  
て、そのかわり、三十六年度にはこれ  
を実現せしめたいという方向のもとに  
検討なり努力を続けたいということ、  
残念ながら今回は見送つておるわけ  
であります。私の方では、今度の国会へ  
出すというふうなお話でございまして  
が、予定されておる法律案の中には  
ないわけですから、第一点にお尋ね  
したいことは、

○占部秀男君 大臣にお尋ねいたしま  
すが、地方公務員の退職年金関係の法  
律案であります。新閣等で見たとこ  
ろでは、今度の国会へ出すというふう  
なお話でございまして、予定されて  
おる法律案の中にはないわけであ  
つた。第一点にお尋ねしたいことは、

○国務大臣(石原幹市郎君) たゞいま  
の私の考へ方では、できる限り何らか  
の形にまとめて出してみたいといふ私  
の気持でございまして。

○占部秀男君 大臣は、三十六年度に  
は何とか実現したいと、こういうよう  
なお気持だといふのであります。そ  
の場合に、これは、内容の問題につ  
いてはいろいろあとで問題があると思  
ひますけれども、いすれにしても、あ  
い各県市町村でやつておる退職年金  
の条例、そういうものを一本化するよ  
うな形で法としてきめていく、しかも、  
社会保障制度の一環としてやるんだと  
いう一つの大きな前提があるというこ  
とになれば、国からも事務補助なり、  
あるいは今大臣の言われたようなこと  
が、一かりに退職年金法というものを  
施行するとするならば、大臣の言われ  
たように、国からの一定の補助とい  
いますか、事務補助その他の国からの支  
給金が当然来るのが私にはあたりま  
えだと思つたので、そういう意味合  
いから、大臣の言われたことは、  
私には思ひきれない、そこで、来年三十  
六年度にこれをかりにやろうといふ場  
合に、どうしても大蔵省が承知しない  
から、法案だけ出して、国の方の補助  
というか、金はなしで法案だけ出す、  
こういうふうなことになると、これは  
非常に根本から違つた問題に、こ  
ういふ問題になつてくると思つた  
ので、そういう点について大臣の御意  
見をもう一べんだけ一つ伺つておき  
たいと思ひます。

○国務大臣(石原幹市郎君) これは、  
地方財政の問題にも若干関係してく  
ると思つておる。地方財政がその三十  
六年度非常に裕福になると考へられ  
なければ、非常に裕福なものに地方  
財政計画が立てられるというふうな場  
合には、これはなかなか大蔵省も、  
国庫補助ということについて同意した  
が、

○占部秀男君 大臣は、三十六年度に  
は何とか実現したいと、こういうよう  
なお気持だといふのであります。そ  
の場合に、これは、内容の問題につ  
いてはいろいろあとで問題があると思  
ひますけれども、いすれにしても、あ  
い各県市町村でやつておる退職年金  
の条例、そういうものを一本化するよ  
うな形で法としてきめていく、しかも、  
社会保障制度の一環としてやるんだと  
いう一つの大きな前提があるというこ  
とになれば、国からも事務補助なり、  
あるいは今大臣の言われたようなこと  
が、一かりに退職年金法というものを  
施行するとするならば、大臣の言われ  
たように、国からの一定の補助とい  
いますか、事務補助その他の国からの支  
給金が当然来るのが私にはあたりま  
えだと思つたので、そういう意味合  
いから、大臣の言われたことは、  
私には思ひきれない、そこで、来年三十  
六年度にこれをかりにやろうといふ場  
合に、どうしても大蔵省が承知しない  
から、法案だけ出して、国の方の補助  
というか、金はなしで法案だけ出す、  
こういうふうなことになると、これは  
非常に根本から違つた問題に、こ  
ういふ問題になつてくると思つた  
ので、そういう点について大臣の御意  
見をもう一べんだけ一つ伺つておき  
たいと思ひます。

○国務大臣(石原幹市郎君) これは、  
地方財政の問題にも若干関係してく  
ると思つておる。地方財政がその三十  
六年度非常に裕福になると考へられ  
なければ、非常に裕福なものに地方  
財政計画が立てられるというふうな場  
合には、これはなかなか大蔵省も、  
国庫補助ということについて同意した  
が、

○占部秀男君 大臣は、三十六年度に  
は何とか実現したいと、こういうよう  
なお気持だといふのであります。そ  
の場合に、これは、内容の問題につ  
いてはいろいろあとで問題があると思  
ひますけれども、いすれにしても、あ  
い各県市町村でやつておる退職年金  
の条例、そういうものを一本化するよ  
うな形で法としてきめていく、しかも、  
社会保障制度の一環としてやるんだと  
いう一つの大きな前提があるというこ  
とになれば、国からも事務補助なり、  
あるいは今大臣の言われたようなこと  
が、一かりに退職年金法というものを  
施行するとするならば、大臣の言われ  
たように、国からの一定の補助とい  
いますか、事務補助その他の国からの支  
給金が当然来るのが私にはあたりま  
えだと思つたので、そういう意味合  
いから、大臣の言われたことは、  
私には思ひきれない、そこで、来年三十  
六年度にこれをかりにやろうといふ場  
合に、どうしても大蔵省が承知しない  
から、法案だけ出して、国の方の補助  
というか、金はなしで法案だけ出す、  
こういうふうなことになると、これは  
非常に根本から違つた問題に、こ  
ういふ問題になつてくると思つた  
ので、そういう点について大臣の御意  
見をもう一べんだけ一つ伺つておき  
たいと思ひます。

○国務大臣(石原幹市郎君) これは、  
地方財政の問題にも若干関係してく  
ると思つておる。地方財政がその三十  
六年度非常に裕福になると考へられ  
なければ、非常に裕福なものに地方  
財政計画が立てられるというふうな場  
合には、これはなかなか大蔵省も、  
国庫補助ということについて同意した  
が、

○占部秀男君 大臣は、三十六年度に  
は何とか実現したいと、こういうよう  
なお気持だといふのであります。そ  
の場合に、これは、内容の問題につ  
いてはいろいろあとで問題があると思  
ひますけれども、いすれにしても、あ  
い各県市町村でやつておる退職年金  
の条例、そういうものを一本化するよ  
うな形で法としてきめていく、しかも、  
社会保障制度の一環としてやるんだと  
いう一つの大きな前提があるというこ  
とになれば、国からも事務補助なり、  
あるいは今大臣の言われたようなこと  
が、一かりに退職年金法というものを  
施行するとするならば、大臣の言われ  
たように、国からの一定の補助とい  
いますか、事務補助その他の国からの支  
給金が当然来るのが私にはあたりま  
えだと思つたので、そういう意味合  
いから、大臣の言われたことは、  
私には思ひきれない、そこで、来年三十  
六年度にこれをかりにやろうといふ場  
合に、どうしても大蔵省が承知しない  
から、法案だけ出して、国の方の補助  
というか、金はなしで法案だけ出す、  
こういうふうなことになると、これは  
非常に根本から違つた問題に、こ  
ういふ問題になつてくると思つた  
ので、そういう点について大臣の御意  
見をもう一べんだけ一つ伺つておき  
たいと思ひます。

○国務大臣(石原幹市郎君) これは、  
地方財政の問題にも若干関係してく  
ると思つておる。地方財政がその三十  
六年度非常に裕福になると考へられ  
なければ、非常に裕福なものに地方  
財政計画が立てられるというふうな場  
合には、これはなかなか大蔵省も、  
国庫補助ということについて同意した  
が、

○占部秀男君 けつこうです。  
○委員長(新谷實三郎君) 他に御質疑  
はございませんか。  
それでは、自治庁からたゞいま配付  
されました「入場護手税の各都道府県  
別護手見込額調」、これについて自治

○国務大臣(石原幹市郎君) これは、  
地方財政の問題にも若干関係してく  
ると思つておる。地方財政がその三十  
六年度非常に裕福になると考へられ  
なければ、非常に裕福なものに地方  
財政計画が立てられるというふうな場  
合には、これはなかなか大蔵省も、  
国庫補助ということについて同意した  
が、

○占部秀男君 けつこうです。  
○委員長(新谷實三郎君) 他に御質疑  
はございませんか。  
それでは、自治庁からたゞいま配付  
されました「入場護手税の各都道府県  
別護手見込額調」、これについて自治

○国務大臣(石原幹市郎君) これは、  
地方財政の問題にも若干関係してく  
ると思つておる。地方財政がその三十  
六年度非常に裕福になると考へられ  
なければ、非常に裕福なものに地方  
財政計画が立てられるというふうな場  
合には、これはなかなか大蔵省も、  
国庫補助ということについて同意した  
が、

庁税務局長から簡単に御説明願います。

○政府委員(後藤田正晴君) お手元にお配りいたしました「入場譲与税の各都道府県別譲与見込額調」というのがございますが、三十三年度の譲与実績は百八十三億でございますが、本年度の実績は、これは見込みでございますが、百七十七億三千九百万といたこととでございます。来年度の見込みは百三十五億六千二百万、従いまして、三十三年度の実績と三十五年との開きが四十七億七千四百万、これだけの減取になっております。ただ、三十四年度の譲与見込み額は、私どもの見込みでは百七十七億三千万というの、当初の計画見込み額でございますが、最近の実績から見まして、若干これはまだ減ると思っております。そういうことになりますと、三十五年と三十三年度の開きは四十七億をもう少し上回って、私どもの一応の推定では、これより十数億ぐらゐは減取がふえるだろう、こういうふうに考えております。この減取の理由でございますが、これは、国税当局からのお説明をいただいた方が適當かと思っておりますが、要するに、最近テレビの発達等によりまして、映画館等の入場者が大幅に減っておりますというふうなことで、自然減が出ているわけでありまして、従って、この減取額は三十四年度、御承知のように、平年度たしか二十億の減税をやっておりますが、その減税額を上回った自然減が出てくるわけでありまして、これは、テレビ等の影響による自然減であろう、こういうふうに私どもは考えております。この表につきましては以上の通りであります。

○委員長(新谷實三郎君) 大蔵省の主税局税制第二課長の志場君が来ておられますので、この問題についての大蔵省としての見通しを一応御説明いただきたいと思っております。

○説明員(志場喜徳郎君) 入場税の見込み額でございますが、ただいま税務局長からお話ございましたように、三十五年におきまして、入場税の取入見込み額が本年度に對しまして約四十二億円ばかり減少するという見込みを立てておりますが、その理由といたしましては、主として二つの点でございます。第一点は、昨行なわれませんでした入場税の税率の改正によりまして平年度化によりまして減少の額でございます。昨年度における入場税の改正によりまして初年度——これは昭和三十四年度における減取額は、政府原案と国会修正による減取増を合わせまして十九億余りでございます。これが年の途中から行なわれませんでしたために、来三十五年におきましては一年間に及ぶます減取額が約三十五億円でございます。従いまして、その差額十四億円ばかりが税法改正の平年度化による減取額、こういうことに相なるわけでございます。第二番目は、入場料金の減少傾向でございます。ただいま税務局長からお話ございましたように、私ども実は主としてテレビの普及による影響を考えておりますが、入場者の数及び入場料金の総額が、前年に対して前年におきまして、昨年の一ヶ月過ぎから前年に対する割合が相当下回るといふ傾向になって参りました。テレビの普及は目ざましいものがございます。

て、たとえば昭和三十三年の末では、全国におけるテレビ聴視契約者数は百五十六万人となつておりましたのが、昨三十四年末におきましては三百四十六万人というふうになり、倍以上にふえておるのであります。さような関係から、入場者及び入場料金の総額が前年に対比いたしまして漸減の傾向になっておりますので、この傾向を平行線をもつてたどつて見て参りますと、三十五年におきましてはさらに減少の傾向をたどるといふことが見積もられるのであります。われわれの方も、この点に非常に関心をもちまして、外国の例等も見ているのであります。アメリカ、イギリス、これは御承知の通りテレビの普及率でありまして、この現在テレビ普及率は約四千数百万台、というふうになっておられますが、大体一千万台程度になりました。入場料金の関係の入場料金がきわめて急激なカーブで落ちていっているようでありますと、それが大体一千万台をこしますると、やや減る傾向が鈍化しているような傾向でありまして、それまでの間は急激に減つてはいる傾向を示しております。イギリスは、現在テレビ普及率は約八百数十万台と見られておりますけれども、ここ数年間の入場料金の下落傾向は、これまたアメリカに劣らないような急激な下落の傾向を示しております。さようなわけで、ある限度まで参りますと、この減少傾向も鈍化する、あるいはやむというふうにも見られますけれども、ただいまのところは、そういうふうな外国の例に徴しても、なお減少の傾向をたどるのでないか。三十五年におきま

して、それが持ち直すということも期待できにくいというふうな関係から、私どもは、はなはだ残念ではありますけれども、三十五年におきましては、本年度に比較して、さらに四十二億円ばかりの減取を見込まざるを得なかつた。かようなわけでありまして、

○鈴木壽君 志場課長さんね。今、いろいろ見通しなり最近の傾向なりについてお聞きしましたのですが、ここ二、三年前からの入場者とかあるいは入場料とか、そういうふうなもののか統計はございますか。

○説明員(志場喜徳郎君) ございませぬ。

○鈴木壽君 いずれ、あとでよろしゅうございましてから、それをつつプリントにでもしていただければありがたいのですが……。

○説明員(志場喜徳郎君) 承知いたしました。

○委員長(新谷實三郎君) 他に御質疑ございせんか。一応警察庁、国家消防本部関係の予算の担当官も来ておられますから、予算案について何か御質疑があれば、この際お願いしたいと思います。

○鈴木壽君 ちよつと自治庁の方へ予算関係で、ここに自治大学の校舎新営費が載つておりますが、これはどういふふうな計画で、現在どういふふうに進んでおられるのか、一つ、昨年度からの書類でございまして、お聞きしておきたいと思つております。

○政府委員(中西陽一君) お答え申し上げます。

自治大学の校舎新築の予算につきましては、昨年国庫におきまして一千万円計上されて、本年は四千万円、合

せまして五千万円が国の予算で計上になっております。そのほかに財団法人自治研修協会というのがございます。ここにおきまして財源を五千万円調達いたしました。合せて一億円の事業になるわけでございます。建築のやり方といたしましては、財団法人自治研修協会によりまして、五千万円の建築費を現物といたしまして、後国の予算がございまして、二年計画の五千円、格好になっております。本年の十月の終りごろには、合計一億円の事業によりまして、この校舎がございまして、

○鈴木壽君 そうしますと、全体の計画としては一億と、ただし、国の方で出すのが五千万円、それから自治研修協会ですか、これの方から五千万円、しかもこれは現物で提供するというのですか。こういうふうにお聞きしたよろうですか……。

○政府委員(中西陽一君) そういふこととでございます。

それ、研修協会の方の五千万円の財源といたしましては、例の競輪の自粛によりまして、その特別競輪がございまして、その特別競輪によりまして、この収益の寄付が五千万円、この五千万円の寄付を今申し上げました財団法人の自治研修協会が受け入れまして、これによりまして現物を建てるわけでありまして、この事業計画を合わせますと一億になります。

○鈴木壽君 自治研修協会というの、どういふふうな協会なんですか。

○政府委員(中西陽一君) これは、地方関係六団体を中心にならましてできておりますものでございまして、ただ

いま、自治大学校に入っております生徒の寄宿舎を建てて、経営いたしております。

○鈴木壽君 その研修協会から現物でまあ五千万円相当の建物が寄付になると、こういう格好ですね。

○政府委員(中西陽一君) はい、そうですね。

○鈴木壽君 そこで、その建物を建てる五千万円の金というのは、研修協会の特別競輪の方から入った金で建てる……。

○政府委員(中西陽一君) そうでございます。

○鈴木壽君 競輪の金ですか、これは。

○政府委員(中西陽一君) そうでございます。

○鈴木壽君 時がただけに、どうもこれは変なものじゃないかなあ。どういうのでしょね。

○政府委員(中西陽一君) この特別競輪と申しますのは、競輪の自衛のために開催回数が増えまして、特別のワケにおきまして得られました競輪の収益は、関係地方団体の協議会によりまして、これは社会事業その他有益なものに使うというふうに、使途がきめられてるわけでありまして、その中に、この自治大学校の校舎の建築に対する寄付も含まれてるわけでありまして。

○鈴木壽君 まあお話のように、特別競輪の金というのですか。そういうものが地方自治団体の何か公共的なことに使ったというふうなことにきめら

れておると、まあそれはそれでいいでしょう。ただ、そういうことと今逆に、これは地方自治団体のためというよりも、いわば自治庁所管の一つの政府の機関でしようから、そういうものに吸い上げた格好になりますね、これは。使ひ方の趣旨からいっても、いわゆる地方自治団体のためじゃないと思ふんです。施設的には、何か、内輪団体でそれぞれの団体等において使うというのであればだけれども、いわば、政府が自分の力でやらなければいけないところに、そういうものの金なり現物なりを吸い上げてきたというような格好は、ちょっと私、考え方としてはおかしいと思ふんですがね。どうなんですか、これは。

○政府委員(柴田護君) 本来の筋から、率直に申し上げますと、お言葉のような御意見があるかと思ふます。ただ、自治大学校というのは、御承知のように、地方団体の人員を集めて訓練をしておりますので、まあ、性格的にいいますならば、国の施設ではございませぬけれども、地方団体のためにする機関と申しますか、そういう色彩が多分にある。そこで、まあ、そういうような仕組みがいかに悪いかと言われれば、それは適当と思えないという御批判があることはごもっともでございますけれども、国家財政の関係等もありません。また、協会からの話もありまして、寄付を受け入れる、それによつてこの校舎を新築する、こういうことになったわけでございます。○鈴木壽君 これは、いろいろ考え方もあるでしょうが、国のやはり一つの施設だと思ふし、しかも、五千万円程度の金はそんなに大きな金だと思ふ

ない。もし国が地方自治団体の職員の研究なり地方自治団体のためのいわゆる行政なり、自治の機能を十分果たさせるためのいわば一つの職員の再教育機関だと思ふのですがね。そういうことのために必要だとするならば、私は、五千万円程度の金は、もつと考へれば出てくるものじゃないだろうかと思ふのです。そういう点からいって、どうもこういう形で半分も負担をさせるといふようなことになりまして、しかもその内容が、今言ったように、競輪の方の関係の金だということになりまして、一つには、よくあなた方が地方に対して指導する、国の仕事あるいは地方団体の仕事、県の仕事、こういうものに対して下級機関——下級と言つては悪いが、地元負担とか何か、そういうものについて、もつと合理的にしなければいかんという一つの指導が今行なわれておると私は思ふのです。が、そういう点からいって、直接に県とか市町村ではないわけですから、どうも、どうも私は、つじつまの合わない一つの仕事のしぶりじゃないかと思ふのですがね。何か、いろいろ形を変えた格好で負担をさせていくというふうな、こういうことが、やはり地方自治団体の指導に当たる自治庁自体でやるということになりますと、やはり問題だと思ふのです。五千万円ぐらいの金はどこからか出ますよ。まあこれは、あなたの方にはあまり申しても、大臣とか次官に言わなければいけないことだろうと思ひますけれども、あなた方は担当しておつて、ちょっと苦しいのじゃないかと思ふのです。いずれ柴田さん、あとで大臣に……。やはりもののは考え方のけじめというものは一応私は

つけるべきだと思ふので、特に私、最近問題になつておる競輪に關係する、そういうものの金であると思ふればなおさら——競輪のよしあしはいろいろ論議があると思ひますけれども、問題になつておるやさきでございまして、直接来たような形でなく、ちょっと一つの団体をくぐつたような、そういうルートで出ておる金でございまして、これも、何か私どもには割り切れないような感じがするのです。いずれこれは……。

○政府委員(柴田護君) まあこれは考え方からいいますと、施設の性格からいいますならば、まあ、いわばその間に、国と地方との間に負担区分を置いて、それぞれ半々で持つとか、あるいは三三三で持つとかいうようなことであつても、これはそういうあり方もあるかと実は考へられるのであります。また、お言葉のように、全部国がしてやるのだという態度をとること、これも一つの考え方であらうかと思ひます。現実には、そのところにはつきりせんじやないかと言われれば、はつきりいたしておりません。いたしておりませんが、まあ底流にはそういう考え方がある。その金がお話のように競輪の關係から出ておるといふことが、あるいは神経に病みますならば、これはちょっと時節柄というところもあらうかと思ふのでございまして、けれども、まあしかし、競輪自身のよしあしの問題と、上がつた金をどう使うかというところが、おのずから別の問題で、こういう考え方もあるかと思ひます。それから、地方自治のために、この考え方じやないかというふうに考へるの

でありまして、まあ一般会計から直接それぞれそういう形でもつて分担するけれども、まあ地方自治団体の意思がそういう形ではないかというところであれば、それを受け入れてやつてもいいじゃないか。実は、前に寄宿舎のときにそういう形をとつたのですから、その形を踏襲したというのが率直な事実でございまして。

○鈴木壽君 さつきも言つたように、これはもつと、大臣あたりのものの考え方にながるものだと思ひますから、ここであまりくどくあなたに申し上げませんが、地方自治団体も、当然この機関といふのですか、施設の利用には、むしろ地方自治団体のものだというふうな考へる場合は負担区分の問題、こういうものをはつきりするならば、それはいいと思ひますけれども、しかし、そういう場合に、地方自治団体といふものはどこをどういうことでやるのだということまではつきりさせるべきだと思ふんです。これは地方自治団体の、いわゆる六者団体の集まりといつても、おおよそ性格が地方自治団体といふものの性格とはちよつと違つた格好になつてきたと思ふのですが、そういう問題が一つある。それから、競輪のよしあしは、これは、あなたもおつちやつておられるように、いろいろ考え方もあるし、しかし、今の考へ方は、大體政府なり自治庁のつていろいろ考へ方といふものは、競輪のいろいろの社会悪といふのですか、ああいうものからして、いかにこれをやめさせるか、ただし、地方団体の財源的な面に、あまりびしやりとやめさせるというところについては、いろいろ問題があ

るといふ関係から、どのような経過措置をとってやめさせたいいかと、このことを考えている途中だと思ふので、このように途中に、余った金だから有効に使つたらいいじゃないかというふうな論旨は、これは、そういう論旨というか、ちよつと今の自治庁の考えている論旨とは違ふので、柴田さん、あなたも最近来られて、苦しいだろうから、あとでこれは大臣出席の際にお聞きをしたい。

○政府委員(柴田君) ちよつと私申しおくれましたが、この競輪の金という、この競輪でございすが、これは三十四年度の収益金だと思ひます。三十五年度予定しているものではございせん。

○鈴木君 すでに三十四年度で五千万円という、すでに何ぼかできていますか。

○政府委員(中西陽一君) 競輪の利益は、私の記憶に間違ひございせん。三十四年度の利益金でございまして、すでに財団の方で金を受け入れては、すでにございまして、

○鈴木君 できてしまつてあれだけども、あとからどうのこうのと言つても始まらないと思ふのです。その話を聞いてみまして、昨年私ども一千万円の計上があつた際に、そういう計画などを聞いておくべきであつたのですが、そのときの御説明にもはつきりしたことがない。私も別に大したことがないと思つておりましたが、どういふふうにおやりになるのかというふうにちよつと思つたものですから、お聞きしたらそういう話ですから、既成事実をどうの言つても始まらないと思ひますけれども、考え方として、私

は、特に自治庁のやり方としては考えなければいけないじゃないかと、このうらふりに思つたものですから、その点はいずれ……。きょうはこのくらいにしておきます。

○委員長(新谷富三郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午前十一時四十分散会

二月十一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、地方税法の一部を改正する法律案  
一、奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案  
一、臨時地方特別交付金に関する法律案

地方税法の一部を改正する法律案

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十三号第二号中「第七項」を「第六項」に改める。  
第二十四号第一項第四号中「第六項」を「第七項」に改める。  
第五十二号第三号中「第六項」を「第七項」に改める。  
第五十三号第七号中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 法人税法第二十六号の四の規定によつて法人税額の還付を受けた法人で前項の規定の適用のないも

のその他政令で定める還付を受けたる法人が納付すべき法人税額の課税標準となる法人税額の計算については、前項の規定に準じて政令で定める。

第五十六号第二号中「第六項」を「第七項」に改める。  
第六十四号中「第六項」を「第七項」に、「第七項」を「第六項」に改める。  
第七十二号の十七に次の二項を加える。

4 前項の規定の適用がない場合においても、個人の前年以前三年間における事業の所得の計算上生じた被災たな卸資産の損失の金額で前年以前において控除されなかつた部分の金額は、当該損失の生じた年に所得税法第二十六号の二第一項の規定による損失申告書又は同法第二十六号の規定による確定申告書提出し、かつ、その後の年分の申告につき連続して損失申告書又は確定申告書提出している場合に限り、当該個人の事業の所得から控除するものとする。

5 前項の「被災たな卸資産の損失の金額」とは、震災、風水害、火災その他政令で定める災害による商品、原材料、製品、半製品、仕掛品その他政令で定める資産の損失の金額(保険金、損害賠償金等により認められた金額を除く。)をいう。  
第二百九十二号第八号中「不具者」を「障害者」に、「めぐら」を「失明者」に改め、同条第十一号中「第七項」を「第六項」に改める。  
第二百九十四号第一項第四号中「第六項」を「第七項」に改める。

第二百九十五号第一項第三号及び第二号中「不具者」を「障害者」に改める。  
第三百十二号第四号中「第六項」を「第七項」に改める。  
第三百十三号第三号の表中「五万円」を「十万円」に改め、同条第五号の表中「三万円」を「五万円」に、「八万円」を「十万円」に改める。  
第三百二十一号の八中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 法人税法第二十六号の四の規定によつて法人税額の還付を受けた法人で前項の規定の適用のないもその他政令で定める還付を受けた法人が納付すべき法人税額の課税標準となる法人税額の計算については、前項の規定に準じて政令で定める。

第三百二十一号の十二第二号中「第六項」を「第七項」に改める。  
第三百二十七号第一項中「第六項」を「第七項」に、「第七項」を「第六項」に改める。

附則  
(施行期日)  
1 この法律は、公布の日から施行する。  
(適用)  
2 この法律による改正後の地方税法第七十二号の十七、第二百九十二号第八号、第二百九十五号及び第三百十三号の規定は、昭和三十一年度分の地方税から適用し、改正前の地方税法の規定に基づいて課し、又は課すべきであつた地方

税については、なお従前の例による。

奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案  
奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案  
奄美群島復興特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。  
第十号の二第五項及び第十号の三第二号中「一億円」を「一億八千万円」に改める。

附則  
1 この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。  
2 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。  
第十九号第二十四号の次に次の一を加える。  
二十四ノ二 奄美群島復興信用基金が奄美群島復興特別措置法第十号の二第九項第四号ノ規定ニ依リ為ス事業資金ノ貸付ノ為ニスル土地、建物又ハ船舶ノ抵当権ノ取得ノ登記

臨時地方特別交付金に関する法律案  
臨時地方特別交付金に関する法律案

1 所得税法の一部を改正する法律(昭和三十四年法律第七十九号)及び地方税法の一部を改正する法律(昭和三十五年法律第 号)の施行による道府県民税及び市町村民税の減税に伴う地方公共団体の財政状況にかんがみ、その財政の健全

化に資するため、当分の間、毎年度、地方公共団体に對し臨時地方特別交付金を交付する。

2 所得税、法人税及び酒税の収入額のそれぞれ百分の〇・三をもつて臨時地方特別交付金とする。

3 毎年度分として交付すべき臨時地方特別交付金の総額は、当該年度における所得税、法人税及び酒税の収入見込額のそれぞれ百分の〇・三に相当する額の合算額に当該年度の前年度以前の年度における臨時地方特別交付金で、まだ交付していない額を加算し、又は当該前年度以前の年度において交付すべきであった額をこえて交付した額を当該合算額から減額した額とする。

4 臨時地方特別交付金の交付については、地方交付税法（昭和二十五年法律第二十一号）に規定する特別交付税の交付の例による。

附則  
1 この法律は、昭和三十五年四月一日から施行し、昭和三十五年度の臨時地方特別交付金から適用する。

2 自治庁設置法（昭和二十七年法律第二六一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二十二号中「地方交付税」の下に「臨時地方特別交付金を含む。以下同じ。」を加える。

二月十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、市町村立全日制高等学校教職員の退職手当算定基礎勤続年限全国

通算に関する請願（第一七〇号）  
（第二一九号）  
一、炭酸カルシウム肥料製造業者の事業所等における業務用電気の電気ガス税免除の請願（第二一九号）  
一、未開発地域市町村の公共事業費国庫負担増額に関する請願（第二三二号）  
一、公共事業の地方負担制度改正に関する請願（第二三三号）  
第一七〇号 昭和三十五年二月三十日受理  
市町村立全日制高等学校教職員の退職手当算定基礎勤続年限全国通算に関する請願  
請願者 秋田市八橋秋田市立商業高等学校内 高橋政雄  
紹介議員 鈴木 壽君

全国市町村立高等学校全日課程教職員の退職手当については、その退職年金と同様、退職手当算定の基礎となる勤続年限を全国通算し、その内容は国家公務員の退職手当の水準を下回らないようすみやかに法的措置を講じ、もつて人事交流の円滑化、教育の能率向上を期せられたいとの請願。  
第二一九号 昭和三十五年二月三日受理  
市町村立全日制高等学校教職員の退職手当算定基礎勤続年限全国通算に関する請願  
請願者 静岡市長谷町六六静岡県立静岡高等学校内 福山富雄  
紹介議員 鈴木 万平君

この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。  
昭和三十五年二月十九日印刷

第二二九号 昭和三十五年二月三日受理  
炭酸カルシウム肥料製造業者の事業所等における業務用電気の電気ガス税免除の請願  
請願者 東京都豊島区巢鴨七ノ一、八五四全国炭酸石灰肥料工業協同組合連合会長 伊藤佐衛  
紹介議員 高橋 衛君

炭酸カルシウム肥料は、耕土培養法による対策資材に指定され、農林省農地局の酸性土じより改良事業及び振興局の農業改良資金助成法による一般耕地の酸性改良事業並びに畜産局における牧野改良事業等の公共事業に使用しているが、地方税法第四百八十九条によつて硫酸、石灰窒素、過燐酸石灰及び燐燐等ほとんどすべての肥料製造業者が、電気ガス税の非課税対象となつていにもかわらず、炭酸カルシウム肥料（吉土石灰を含む）製造業だけが課税されていることは、他の非課税肥料と対照して矛盾はなほだしいから、炭酸カルシウム肥料製造業者を営む者に對し、その事業所又は作業場において直接その業務の用に使用する電気ガス税を免除せられたいとの請願。  
第二三二号 昭和三十五年二月四日受理  
未開発地域市町村の公共事業費国庫負担増額に関する請願  
請願者 鹿児島市山下町三七鹿兒島県町村議会議長 内 宮田実  
紹介議員 西郷吉之助君

未開発地域市町村に對する公共事業の開發用資金の付与は、現在の地方交付税の算定の際わずかに考慮されてはい

るが、きわめて微々たるものであるから、今後はこれが未開発市町村の公共事業の国庫負担率を特別に増率させ、公共事業の大幅実施によつて、その開發を期せられたいとの請願。  
第二三三号 昭和三十五年二月四日受理  
公共事業の地方負担制度改正に関する請願  
請願者 岩手県議會議長 山崎 権三  
紹介議員 谷村 貞治君

公共事業の地方負担制度に關しては、逐年の直轄事業が積極的かつ大規模に実施されるに至り、それに伴つて地方負担もまた著しく増大しているにもかかわらず地方財政は依然として窮乏を続け、特に昭和三十五年度においては最悪の事態に追い込まれ、公共事業の消化はきわめて困難となることと憂慮されるから、（一）河川、砂防、道路その他の直轄事業については原則としてこれを全額国庫負担とすること、（二）交付公債制度を廃止しその地方負担については一般財源を付与することともに既発行の交付公債の利子は全額免除すること、（三）地方団体が行なり、河川、砂防、国土保全のための事業については現行の国庫負担率を大幅に引き上げること、（四）未開発地域における総合開發事業費に對する国庫負担率は当該団体の負担額の財政力に對する割合が増加するに伴ない段階的にその率を引き上げるものとし、一定の限度をこえる部分については、公共土木施設災害復旧費国庫負担制度に準じてこれを全額国庫負担とすること等の実現を期せられたいとの請願。

二月十五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。  
一、公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案  
公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案  
公営企業金融公庫法（昭和三十三年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。  
第五号中「十五億円」を「十八億円」に改める。  
第四十号第三号中「第十九条」の下に「及び附則第九項を加える。」  
附則中第九項から第十八項までを一項ずつ繰り下げ、第八項の次に次の一項を加える。  
（農林漁業金融公庫からの業務の受託）  
9 公庫は、当分の間、農林漁業金融公庫からの委託を受けて、地方公共団体の行なり造林に必要な資金の貸付に係る業務を行なうことができる。  
附則  
この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

印刷者 大蔵省印刷局

参議院事務局

昭和三十五年二月二十日発行

昭和三十五年二月十九日印刷

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局